

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>6504<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行                         |
|                |  | リーダスクラブFAXニュース<br>(2020年)令和2年 8月 20日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 社長交代に伴う役員報酬の改定

**Q** : 社長が新型コロナに感染して亡くなりました。これに伴って専務が社長になることとなりましたので、報酬を増額することとなりました。増額分の報酬は、どのように取り扱われますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

法人税では、役員に対する定期給与のうち次のものは定期同額給与として損金に算入することができることとなっています。

- ① その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ② 次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの
- イ. その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ロ. その事業年度において法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定(の改定を除く)

お尋ねは、専務が亡くなった前社長に変わって社長になったので、役員報酬を増額したということですから、ロに該当し、改定前の報酬及び改定後の報酬が同額であれば損金に算入することができるものと思われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

